

昭和 60 年 1 月 15 日 改 正
平成 12 年 6 月 17 日 第 9 条改正
平成 17 年 5 月 15 日 第 6 条 1 改正
平成 23 年 5 月 21 日 第 9 条改正
平成 25 年 5 月 25 日 第 3 条改正

芦屋スカウト育成会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は芦屋スカウト育成会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は事務所を芦屋市茶屋之町 8 番 12 号所在の芦屋スカウト会館内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は公益財団法人ボーイスカウト日本連盟寄付行為、同施行細則、教育規定並びに公益社団法人ガールスカウト日本連盟定款、諸規程、細則及び夫々の日本連盟の方針に従い、スカウト運動を助成し、青少年少女及び児童の人格の養成、公民訓育、健康の増進及び奉仕精神の涵養を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 ボーイスカウト日本連盟教育規定及びガールスカウト日本連盟団規程により芦屋市所在のボーイスカウトの団（複数）ガールスカウトの団（複数）を保持し、之を育成ならびに維持する。
- 2 前項各団の団委員を選任し、団委員会を構成する。
- 3 団員家庭との連絡ならびに会員相互間の親睦を図る。
- 4 その他スカウト運動の発展及びその目的達成のために必要な諸事業。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 普通会員 ボーイスカウト隊員、ガールスカウト少女会員の保護者。
- 2 特別会員 本会の主旨に賛同し本会の目的達成に協力する者。
- 3 名誉会員 学識経験を有し本会を助成する者、又はスカウト運動に対する功績顯著な者であり、本会役員会で推薦した者。

(会 費)

第 6 条 本会の会費は次の通りとする。

- 1 普通会員 隊員、少女会員 1 名につき月額 1,000 円とする。
- 2 特別会員 1 口月額 2 百円とし応分の負担をする。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1 名
- 2 理事長 1 名
- 3 副理事長 若干名
- 4 理事 若干名

5 監 事 2 名

尚必要に応じ顧問又は相談役等を置くことができる。

(会長、理事長及び副理事長)

第 8 条 会長は役員会の推薦により総会の承認を得て定める。会長は育成団体代表者として内外に対し本会を代表し、本会の目的を遂行するため会務を総理する。

理事長及び副理事長は理事の互選により定める。

理事長は会長を補佐し、会務を掌理する。会長事故ある時は之を代行する。

副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時は之を代行する。

(理事および監事)

第 9 条 理事は各団委員長、及び総会に於いて選出された者とし、会務を分掌する。
監事は総会において選出し、会務を監査する。

(任 期)

第 10 条 役員の任期は 2 年とし再任を妨げない。

第 4 章 会 議

(会 議)

第 11 条 本会の会議は総会及び役員会として会長が招集する。

総会は毎年 1 回以上招集する。

ただし会長が必要と認めた場合、また会員の 3 分の 2 以上から、会議の目的事項を示して請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

総会は代議員制とし役員、各団委員ならびにスカウトの班長又はパトロールリーダーの保護者により構成する。

総会は次の事項を審議決定する。

- 1 会則の制定及び改正。
- 2 役員の選出。
- 3 会計収支予算及び決算。
- 4 その他重要な事項。

ただし、第 4 条各団の運営及び教育指導に関することは各団委員及び各団指導者に委任して実施する。

会議の議決は出席者の多数決による。

役員会は第 7 条の役員により構成し、本会の目的達成のため必要事項を審議する。なお必要ある場合は本会会則の改正を除き、総会を代行することができる。

第 5 章 会 計

(経 理)

第 12 条 本会の経費は会員の会費、寄付金その他の収入により支弁する。

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 補 則

(補 則)

第 14 条 本会則の施行に関して必要な事項は、役員会の議決を経て会長が別に定める。

(附 則)

- 1 本会則は昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の会則による昭和 59 年度会計期については、会計年度の変更により暫定として昭和 59 年 10 月 1 日から昭和 60 年 8 月 31 日迄とする。